ネコポス約款

関自貨第一六〇号　認可年月日令和五年五月二十六日

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　運送業務
　第一節　通則（第二条～第四条）
　第二節　運送の引受け（第五条～第十条）
　第三節　積込み又は取卸し（第十一条）
　第四節　荷物の受取り及び配達（第十二条～第二十一条）
　第五節　指図（第二十二条・第二十三条）
　第六節　事故（第二十四条・第二十五条）
　第七節　運賃及び料金（第二十六条～第三十一条）
　第八節　責任（第三十二条～第四十条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当店が実施する「ネコポス」とは、送り状に記載された配達先の郵便受け等へ荷物を投函する受領印不要の運送サービスをいい、この約款は、「ネコポス」による荷物の運送に適用されます。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第二条　当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運送の順序）

第三条　当店は、原則として運送の申込みを受けた順序により、荷物の運送を行います。

（荷物の配達を行う日）

第四条　当店は、次項に掲げる日（以下「荷物配達予定日」という。）までに荷物を配達します。ただし、交通事情又は当店の業務上の支障等により、荷物配達予定日の翌日に配達することがあります。

2　当店が荷送人から荷物の引き渡しを受けた日（以下「荷物受取日」という。）から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引き受けた場所又は配達先が当店で定めて表示した離島、山間部等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）

一　最初の四百キロメートル　二日

二　最初の四百キロメートルを超える運送距離　四百キロメートルまでごと　一日

第二節　運送の引受け

（送り状）

第五条　当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第七号までは当店が記載するものとします。

一　荷送人の氏名又は名称、郵便番号及び住所

二　荷受人の氏名又は名称、郵便番号及び配達先住所

三　荷物の品名

四　運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとする。）

五　運送サービスの名称

六　当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号

七　その他荷物の運送に関し必要な事項

2　前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

（外装表示）

第六条　当店は、荷物を受け取る時に、第五条第一項各号に掲げる事項（当店が不要と判断したものは除く。）その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けます。

（荷物の種類及び性質の確認）

第七条　当店は、荷物の運送の申込みがあったときは、その荷物の種類及び性質を通知することを荷送人に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、荷物の種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知をしたところと異ならないときは、これにより生じた損害を賠償します。

4　当店が、第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知したところと異なるときは、その点検に要した費用は荷送人の負担とします。

（荷造り）

第八条　荷送人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二　荷送人が送り状に必要な事項の記載をしない、又は同条第二項の規定による通知をしない、第七条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に不適切な荷物として認めたとき。

四　当該運送に適する設備等がないとき。

五　当該運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

七　荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

ア　暴力団、暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

ウ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき。

エ　当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき。

八　天災その他やむを得ない事情があるとき。

九　荷物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類、その他の危険品、変質又は腐敗しやすいもの、麻薬類、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。

イ　当店で特に定めたもの。

①　現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類

②　再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類

③　再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類

④　クレジットカード、キャッシュカード等のカード類

⑤　遺骨、位牌

⑥　花火、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のあるもの

⑦　銃砲刀剣類

⑧　毒物及び劇物類

⑨　動植物

⑩　複数の個人情報が内容物に含まれたもの

ウ　荷物一梱包の価格が三千円を超えるもの。

（連絡運輸又は利用運送）

第十条　当店は、荷送人の利益を害さない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節　積込み又は取卸し

（積込み又は取卸し）

第十一条　荷物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

第四節　荷物の受取り及び配達

（荷物の受取り及び配達する場所）

第十二条　当店は、指示された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から荷物を受取り、送り状に記載された荷受人の住所の荷物受け・新聞受け・郵便受け・メール室等（以下「荷物受箱」という。ただし、郵便私書箱は除く。）に荷物を配達します。

（荷物受箱に入らないときの配達）

第十三条　当店は、荷物が配達先の荷物受箱に入らないとき、若しくは荷受人の指示により荷物受箱に配達できないときは、送り状に記載された配達先の当該住宅等において、荷受人に配達します。

（荷受人が不在等の場合の措置）

第十四条　当店は、前条に規定する配達が行えず、かつ、配達先の荷受人が不在のため配達できないときは、荷受人に対し、その旨と荷物の配達について必要な事項を記載した日時、当店の名称、問い合わせ窓口電話番号、及びその他荷物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「ご連絡票」という。）によって通知した上で、営業所その他の事業所等で荷物を保管します。

2　当店は、ご連絡票を投函した日から7日以内に荷受人より何らの場合は、遅滞なく荷送人に対し、当該荷物を返送するものとします。

（配達先が住宅以外の場合）

第十五条　当店は、荷物の配達先が住宅以外の場合、荷受人の勤務先又は所属する団体が管理する事務所、受付、或いはそれらの荷物受箱等へ荷物を配達することがあるものとします。

（二名以上の荷受人あての配達）

第十六条　当店は、二名以上の荷受人を配達先とした荷物は、そのうちの1名の荷物受箱等にこれを配達するものとします。

（人に危害を与える動物を飼育している配達先への荷物の配達）

第十七条　人に噛み付く癖のある犬その他他人に危害を与える動物を配達先の敷地内において飼育し、又はその行動を放置しているため、当店が荷物の配達の使用者の身体に危害のおそれがある場合において、その危険を防止する相当の措置がなされないときは、その配達先に居住する荷受人にあてた荷物は、これを配達しないことがあるものとします。

（誤配の場合の措置）

第十八条　当店は、当店の表示のある荷物につき誤配の旨の通知を受けた場合は、速やかに当該荷物を引き取った上で、正しい配達先の荷物受箱等に配達します。

（配達の完了）

第十九条　当店は、第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条に規定する荷物受箱等への配達、又は第十三条に規定する荷受人への配達をもって配達を完了したものとします。

（配達ができない場合の措置）

第二十条　当店は、荷物の運送を引き受けた後に第九条第六号又は第七号に該当する荷物であると判断したとき、又はその他の事由により荷物を配達できないときは、荷送人より何らの指図を受けることなく、遅滞なく荷送人に対し、当該荷物を返送するものとします。

2　当店は、前項の規定により荷物の返送をしたときは、遅滞なく、返送理由を荷送人に通知します。

3　当店は、その運賃、料金等の全額を収受します。ただし、当店が責任を負う事由による場合は、この限りではありません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

（返送できない荷物の取扱い）

第二十一条　荷送人に返送すべき荷物で、荷送人不明その他の事由により当該荷物を荷送人に返送することができないときは、当店は、これを点検することができます。

2　前項の規定により当該荷物を点検してもなお当該荷物を配達し、又は荷送人に返送することができないときは、当店は、当該荷物を補修した上で保管します。

3　当店は、前項の規定により当該荷物を保管するときは、当該荷物の引渡し請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。

4　当店は、第二項の規定による保管を開始した日から三月以内にその引渡し請求がない場合、当該荷物の内、有価物でないものは、当該荷物に記されている内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却します。又、当該荷物の内、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に必要以上の費用を要するものは、これを売却することができるものとし、当店は、その代金を引渡し請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、余剰があるときは保管します。

5　第二項の規定により当該荷物の保管を開始した日から一年以内に引渡し請求する者がないときは、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び前項の規定により保管される売却代金は当店に帰属します。

第五節　指図

（指図）

第二十二条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷物が到着地に到達した後、第十九条に規定する荷物の配達完了時は、行使することができません。

3　第一項に規定する指図に従って行う処分に関する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第二十三条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合は、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、当店は、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第二十四条　当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき又は荷物の配達が配達予定日より著しく遅延したときは、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3　当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該荷物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

4　当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

5　第二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生じると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6　当店は、前項の規定により、指図に応じないとき、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

7　第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

（危険品等の処分）

第二十五条　当店は、荷物が第九条第九号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。

2　前項に規定する処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第二十六条　当店は、引き受けた運送に対して、国土交通大臣に届け出た運賃その他運送に関する料金（以下「運賃等」という。）を収受します。

2　運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

3　当店は、収受した運賃等の割戻しはいたしません。

（運賃等の収受方法）

第二十七条　当店は、荷物を受け取る時に、荷送人から運賃等を収受します。

2　前項の場合において、運賃等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃等の確定後、荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

（延滞料）

第二十八条　当店は、荷送人が前条の運賃等を支払わなかったときは、荷物を荷物受箱等に配達した日の翌日から支払いを受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

（運賃請求権）

第二十九条　当店は、荷物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由によって、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、その運賃等を請求いたしません。この場合において、当店は既に運賃等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

2　当店は、荷物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、その運賃等の全額を収受します。

（事故等と運賃等）

第三十条　当店は、第二十二条及び第二十四条の規定により荷物の処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃等を収受します。ただし、既に当該荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合において、不足があるときは、荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを荷送人に払い戻します。

（中止手数料）

第三十一条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人からの運送の中止の指図があった場合において、当店が運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には請求いたしません。

2　前項の中止手数料は、一運送契約につき、運賃等の相当額とします。

第八節　責任

（責任の始期）

第三十二条　当店の荷物の滅失又は損傷についての責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）

第三十三条　当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送の為に使用した者が、荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免責）

第三十四条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該荷物の欠陥、自然の消耗

二　当該荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による次災

地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

五　予見できない異常な交通障害

六　法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者の引渡し

七　荷送人による送り状の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

八　（引受制限荷物等に関する特則）

第九条第六号及び第七号に該当する荷物については、当店は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2　第九条第九号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3　運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を外装表示に記載せず、かつ、当店がその旨を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第三十五条　荷物の損傷についての当店の責任は、配達先の荷物受箱等に荷物を配達した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って配達先の荷物受箱等に荷物を配達した場合には、適用しません。

（損害賠償）

第三十六条　当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を三千円以内で賠償します。

2　当店は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ三千円以内で賠償します。

3　当店は、荷物の遅延による損害については、荷物の配達予定日の翌日までに行われなかった場合に限り、これにより生じた財産上の損害を、当該荷物の運賃等の範囲内で賠償します。

4　荷物の滅失又は損傷による遅延による損害が同時に生じたときは、当店は、第1項又は第2項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、三千円以内で賠償します。

（除斥期間）

第三十八条　当店の責任は、第十九条に規定する荷物の配達完了日（荷物の全部滅失の場合にあっては、その配達が完了すべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2　前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第三十九条　当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（荷送人の賠償責任）

第四十条　荷送人は、荷物の性質又は欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

令和五年五月

ヤマト運輸株式会社

東京都中央区銀座二・十六・十